

議案第87号

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）等の一部を次のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第　　号

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の<u>10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第1<u>2条又は第13条</u>に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <p><u>児童相談所等における乳児又は幼</u>　<u>利用乳幼児に対する利用開始時の</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の<u>10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児</u>（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該<u>健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる</u>ときは、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>

改 正 後	改 正 前				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td style="width: 50%;">健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3及び4 略	3及び4 略				
(職員)	(職員)				
第24条 略	第24条 略				
2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。)を修了した保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。				
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略				
3 略	3 略				
(職員)	(職員)				
第30条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。				
2及び3 略	2及び3 略				
(職員)	(職員)				
第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域	第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了				

改 正 後	改 正 前
<p><u>限定保育士。</u>次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては,調理員を置かないことができる。</p>	<p>した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては,調理員を置かないことができる。</p>
2及び3 略	2及び3 略
(職員)	(職員)
<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には,保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては,保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>,嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては,調理員を置かないことができる。</p>	<p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には,保育士,嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては,調理員を置かないことができる。</p>
2及び3 略	2及び3 略
(職員)	(職員)
<p>第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下の条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下の条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には,保育士<u>(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては,保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては,調理員を置かないことができる。</p>	<p>第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下の条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下の条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には,保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。),嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし,調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては,調理員を置かないことができる。</p>
2及び3 略	2及び3 略

改 正 後	改 正 前

(総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年総社市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
2及び3 略	2及び3 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。